

「東名ジャンクション（仮称）」殿山横穴墓群に関する活用検討会

規約

（名称）

第1条 本検討会は、「東名ジャンクション（仮称）」殿山横穴墓群に関する活用検討会（以下「検討会」という。）と称する。

（目的）

第2条 検討会は、東名ジャンクション（仮称）予定地で発見された殿山横穴墓群に関する教育的・文化的資源としての活用の方向性について、検討することを目的とする。

（検討会内容）

第3条 検討会は、次に掲げる事項を検討するものとする。

- （1）出土した殿山横穴墓群の教育的・文化的資源としての地域への活用の方向性。
- （2）その他必要な事項。

（構成）

第4条 検討会の委員及び事務局は、別表に掲げる者とする。

（座長）

第5条 検討会に座長1名、副座長1名を置く。

- 2 座長は、検討会を代表し、検討会の円滑な進行及び議事を総括する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（開催）

第6条 検討会の開催は3回程度とし、第3条に掲げた事項について、検討結果をとりまとめるものとする。

- 2 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。
- 3 検討会の開催に当たっては、会議名、日時、場所その他必要な事項を世田谷区道路・交通政策部道路計画課のホームページにて公表する。

（議事の公開）

第7条 検討会は原則として公開とする。ただし、検討会が必要と認めるときは、非公開と

することができる。

- 2 検討会の議事概要等は検討会后、世田谷区道路・交通政策部道路計画課のホームページにて公表する。

(傍聴)

第 8 条 検討会を傍聴しようとする者(以下、「傍聴人」)は、検討会開催日の 3 日前までに、住所、氏名その他必要な事項を、検討会ごとに世田谷区道路・交通政策部道路計画課に申込むものとする。

- 2 傍聴人の人数は、15 人以内とする。ただし、検討会の開催場所に応じて、15 人を超え、または、15 人を割る定員とすることができる。
- 3 傍聴人は、先着順により決定し、傍聴人に通知する。

(傍聴できない者)

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、検討会を傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器又は無線機の類を携帯している者
- (3) ビラ、プラカード、旗、のぼり等を携帯している者
- (4) はちまき、たすき、ゼッケン又はヘルメットの類を着用及び携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると思われる者
- (6) 異様な服装をした者
- (7) その他、会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守すべき事項)

第 10 条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議開催中は、傍聴席において静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法による可否の表明または発言しないこと。
- (2) 会場において、騒ぎ立てる等により進行を妨害しないこと。
- (3) 会場において、食事または喫煙をしないこと。
- (4) 会議開催中は、写真撮影、録音及び録画をしないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、又は検討会の支障となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場及び入場制限)

第 11 条 座長は、傍聴人が前条各号に掲げる事項を遵守せず、検討会の進行上支障があると認めるときは、退場を命ずることができる。

- 2 座長は、第 7 条第 1 項の規定により会議を非公開としたときは、傍聴人を退場させるものとする。
- 3 傍聴人は、前項又は前々項の規定により、座長から退場を命じられたときは、静粛かつ

速やかに退場しなければならない。

(個人情報等の保護)

第 1 2 条 検討会の出席者及び傍聴人は、検討会で知りえた個人情報及び公表することにより運営に支障があると検討会が認めた情報その他を漏らし、又は無断で使用してはならない。検討会が終了した後も同様とする。

(報道関係者の取扱)

第 1 3 条 報道関係者には、第 8 条の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴させなければならない。

2 第 9 条から前条までの規定は、報道関係者に公開の会議を傍聴させる場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは、「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは、「報道関係者席」と読み替えるものとする。

(その他)

第 1 4 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、検討会で協議し、定めるものとする。

別表
委員

有識者	中野 恒明	芝浦工業大学システム理工学部環境システム学科教授
	阿部 伸太	東京農業大学地域環境科学部造園科学科准教授
	小泉 玲子	昭和女子大学人間文化学部歴史文化学科教授
	砂金 伸治	国立研究開発法人土木研究所つくば中央研究所道路技術研究グループ上席研究員
区 民	中川 清史	法人格成城自治会長
	荒川 和茂	喜多見上部自治会長
	八木 孝夫	石井戸会長
世田谷区	桐山 孝義	世田谷区砧総合支所副支所長
	青山 雅夫	世田谷区道路・交通政策部長
	工藤 郁淳	世田谷区教育政策部長
外 環 事業者	佐藤 眞平	国土交通省東京外かく環状国道事務所副所長
	安原 正幸	東日本高速道路株式会社東京外環工事事務所副所長
	野坂 光弘	中日本高速道路株式会社東京工事事務所副所長

は座長、 は副座長を表す

事務局

世田谷区	道路・交通政策部道路計画課
	教育政策部生涯学習・地域・学校連携課
外 環 事業者	国土交通省東京外かく環状国道事務所
	東日本高速道路株式会社東京外環工事事務所
	中日本高速道路株式会社東京工事事務所